

受益者負担の適正化に関する基準

平成26年2月

亀山市

受益者負担の適正化の背景と必要性

平成24年10月に改訂した「亀山市行財政改革大綱」では、歳入改革の推進に受益者負担の適正化を掲げ、使用料・手数料の受益者負担金は、特定の市民に提供するサービスの対価として、公平性の観点から市民の理解を得ながら適正化を図るとしています。

また、「亀山市まちづくり基本条例」では、「市民は、行政サービスを受ける権利を有する」とともに、「市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない」と定めています。

受益者負担の中には、10年以上検証をしていないものもあり、受益者負担の適正化は、歳入確保という側面にとらえるだけでなく、市民間の公平性の確保と行政サービスの質の向上に取り組み、より効率的で持続可能な行政サービスを提供することを目的とします。

この適正化を円滑に行うため、本基準を作成するとともに、取り組む前提としては、最小の経費で最大の効果を上げるよう、効率的な行財政運営を行います。

1. 基本的な考え方

受益者負担の適正化を図るにあたっては、2つの原則を掲げるとともに、受益者負担額の算定方法を明確にし、取り組めます。

(1) 受益者負担の適正化の2原則

①負担公平の原則

特定の者が行政サービスを利用し受益関係が生じる場合、利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から、受益の範囲内において原価を基本とした料金設定と適時適切な検証を行い、検証の結果、必要に応じた見直しを行う必要があります。

②負担均衡の原則

行政サービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を考慮することが必要です。

(2) 受益者負担額算定方法の明確化 ～サービス原価による算出～

①市が提供するサービスに係る費用を原価を基に算出し、これを受益者負担額算出の根拠とします。

②市が提供するサービスは多岐にわたるため、サービスを性質別に分類し、サービス分類ごとの受益者負担割合を設定することによって、税負担と受益者負担との均衡を図ります。

本基準に基づき、基礎となる受益者負担額を算出した上で、近隣自治体の状況との比較、政策的な判断等により料金を設定することとします。

※適用除外

一律の基準により金額設定をすることが好ましくないものについては、別途検討することとし、本基準においては対象外とします。

2. 受益者負担の見直し対象

受益者負担の適正化を図るにあたっては、一般会計、特別会計、公営企業会計、それぞれの立場において取り組みを行います。

(1) 一般会計

- ①負担金・・・保育所保護者負担金など全ての負担金
- ②使用料・・・地区コミュニティセンターや温泉入浴料など施設の使用料（利用料金を含む）
- ③手数料・・・住民登録等証明手数料など全ての手数料

※使用料、手数料とは？

- ・使用料・・・地方自治法第225条の規定に基づき、公の施設の利用について徴収する条例で定める料金
- ・手数料・・・地方自治法第227条の規定に基づき、亀山市手数料条例等で定める特定の者のためにする事務について徴収する料金

※分担金や諸収入については、個別に検討を行います。

(2) その他の会計

国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、農業集落排水事業、公共下水道事業、水道事業、工業用水道事業、病院事業については、個別に検討を行います。

3. サービス原価の捉え方

サービス原価については、負担金・使用料、手数料、それぞれにおいて、対象となる経費を算出し、受益者負担の適正化に取り組みます。

(1) 負担金・使用料

維持管理経費等を対象とします。なお、施設の基盤整備に相当する経費やサービス利用者の受益の範囲に該当する部分以外の共用スペース等に係る経費は対象外とします。

(2) 手数料

1件当たりの処理に要する額（人件費、賃金等の物件費）を対象とします。

※人件費の算出方法（基本型）

所要人員 × 平均人件費 = 人件費

例) 1人の職員が専従の場合

当該職員の従事時間 ÷ 1,920時間 = 所要人員

複数の職員が従事した場合は合計値

なお、人件費の算出にあたっては、施設やサービスにより、それぞれの実態に応じた経費を算出することとします。

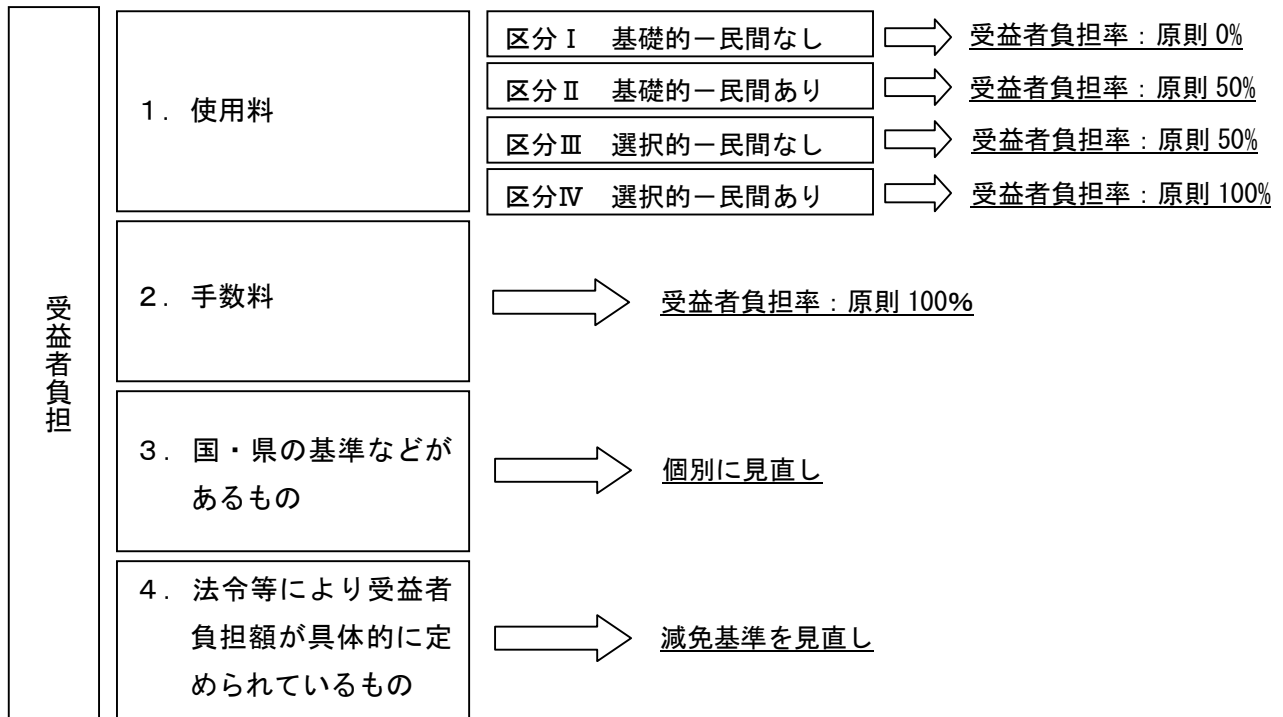
※サービス原価の算出について

対象経費の過去3年間の決算額を参考にサービス原価を算出することとします。

4. 受益者負担の見直しの考え方

受益者負担には、市が独自に料金設定を行うものもあれば、国・県の基準があるものや、法令等により受益者負担額が具体的に定まっているものもあり、それぞれ別の方法で見直しを行う必要があります。以下に、受益者負担の種別ごとの見直しの考え方を示します。

<図1. 受益者負担の種別ごとの見直しイメージ>



1. 使用料

市が提供する公共サービスは、公園、図書館等の市民全般に関わりのある無料のサービスから、特定の市民が利用する運動施設や葬儀場の利用など多岐にわたります。そのため、受益者負担を検討するにあたっては、サービスの種類に応じて税負担と受益者負担の均衡を図る必要があります。そこで、市が提供するサービスを以下に示す2つの基準の組み合わせにより、4つの区分に分類し、この区分に税負担と受益者負担の均衡を図るためのサービス区分別の受益者負担割合を設定します。

(1) サービスを分類する基準

① サービスが基礎的なものか、選択的なものか

- ・基礎的なもの・・・市民生活の基盤となるサービス

生活形態に応じて日常生活を営む上で最低限必要なサービス

- ・ 選択的なもの・・・上記「基礎的なもの」以外の、生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするサービス

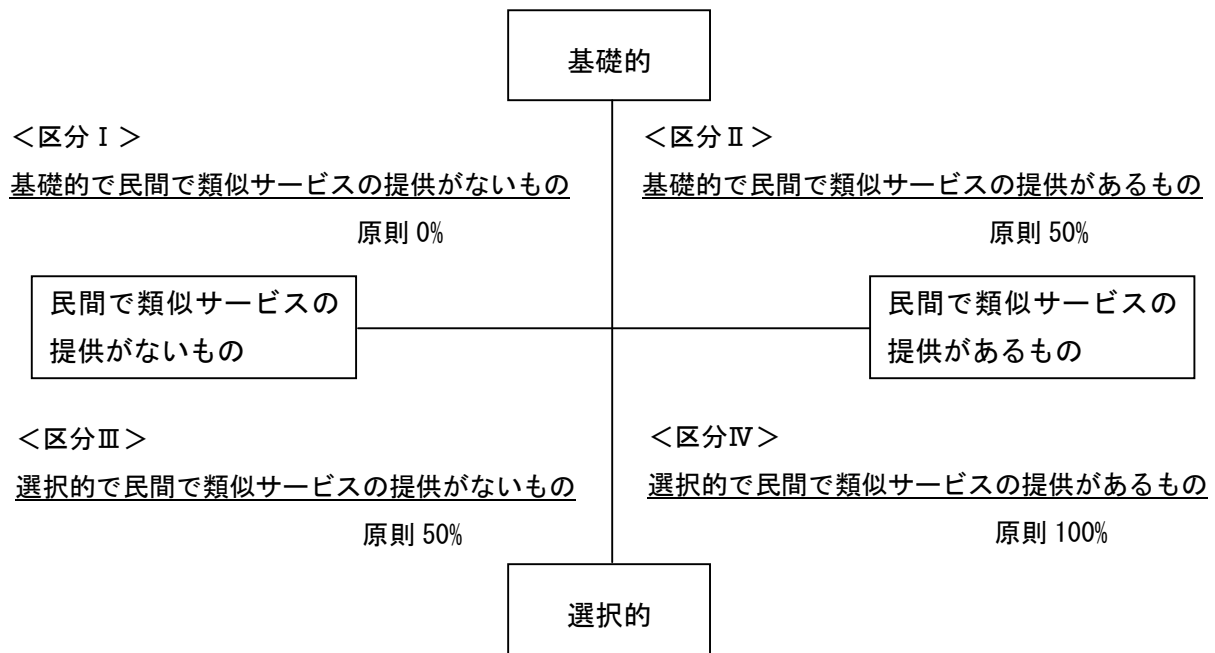
②民間で類似サービスの提供があるものか、提供がないものか

(2) サービス区分

上記(1)で示した基準により、サービスは図2に示す4つの区分に分類されます。

- ① 区分Ⅰ・・・基礎的で民間で類似サービスの提供がないもの
- ② 区分Ⅱ・・・基礎的で民間で類似サービスの提供があるもの
- ③ 区分Ⅲ・・・選択的で民間で類似サービスの提供がないもの
- ④ 区分Ⅳ・・・選択的で民間で類似サービスの提供があるもの

<図2. サービス区分>



(3) サービス区分別の負担の考え方と受益者負担割合

- ① 区分Ⅰ・・・基礎的で民間で類似サービスの提供のないもの
(公園、図書館など)

【負担の考え方】 市民生活に不可欠であり、基礎的なもので公共性が高い。行政による提供が必要なサービスであり、サービスに係る費用は税で負担する。

【受益者負担割合】 原則 0%

- ② 区分Ⅱ・・・基礎的で民間で類似サービスの提供があるもの
(学童保育所)

【負担の考え方】特定の個人に対する必需的なサービスで、行政がサービス提供を行っているが、民間でもサービス提供されているものであり、サービスに係る費用は税と受益者とが負担する。

【受益者負担割合】 原則 50%

- ③ 区分Ⅲ・・・選択的で民間で類似サービスの提供がないもの
(体育館、旅籠玉屋歴史資料館入館料など)

【負担の考え方】個人の嗜好や価値観によって必要性が異なるものであり、選択性が高いが、非採算的サービスであるもの。サービスに係る費用は税と受益者とが負担する。

【受益者負担割合】 原則 50%

- ④ 区分Ⅳ・・・選択的で民間で類似サービスの提供があるもの
(動物(ペット)火葬、浴場使用料、消毒機械使用料など)

【負担の考え方】他の区分に比べて行政が提供する必然性が少ない。選択性が高く、採算的なサービスであるもの。サービスに係る費用は受益者が負担する。

【受益者負担割合】 原則 100%

2. 手数料

手数料は、各種証明など、特定の人に提供する行政サービスに対し、その役務の提供に係る費用を徴収するものであるため、受益者負担割合は100%を原則とします。

なお、手数料として徴収しているものの、その料金の性質が使用料として取扱うべきものについては、上記使用料における考え方により負担割合を決定します。

3. 国・県の基準などがあるもの

- ・ 保育所保護者負担金・・・国徴収基準額を参考とします。
- ・ 老人福祉費負担金・・・国徴収基準額を参考とします。

4. 法令等により受益者負担額が具体的に定められているもの

公営住宅使用料

5. 具体的な取組

上記「4. 受益者負担の見直しの考え方について」で示した見直しの考え方にに基づき、以下のとおり取り組みを行います。

見直しは、原則として10年以上検証をしていないものから優先して、遅くとも平成26年度中に着手することとし、時期的に難しい場合も早期の料金改定に向けて検討を行うこととします。

また、効率的な施設運営、サービス提供によりサービス原価の抑制に努めることとします。

なお、受益者負担の見直しにあたっては、市民にとって急激な負担増とならないよう、現行料金と新料金に著しく大きな格差がある場合には緩和措置を講じることができるものとします。

(1) 使用料

サービス区分ごとに設定した受益者負担割合に満たないものについて、段階的に見直しを行います。

指定管理者制度を導入している施設の料金については、指定管理者と十分な協議を行い、調整します。

(2) 手数料

受益者負担割合が100%に満たないものについて、段階的に見直しを行います。

(3) 国・県の基準などがあるもの

個々のサービスごとに受益者負担の見直しを行います。

(4) 法令等により受益者負担額が具体的に定められているもの

市が独自に減免を行っているものについては、減免基準についての見直しを行います。

6. 減額・免除

(1) 減免の実施は、受益者負担の適正化の観点から、社会政策的な配慮を要するものや、応能負担の原則に基づくものについて、本来の目的や必要性に則し、限定的に行われるべきものとします。

(2) その他、減免については、以下のとおり設定します。

- ① 既に当該サービスに対する補助が行われているときは、減免対象としない。
- ② 関係法令で減免基準が定められている場合はその規定による。
- ③ 減免基準については、条例、規則もしくは要綱等で明確に定める。

7. 無料施設

現在、無料となっている施設についても、上記に基づき使用料を算定し、使用料を設定する必要がある場合は、見直しを行います。

【1. 使用料】

区分Ⅰ	基礎的-民間なし	火葬施設使用料
		市営単独住宅使用料
区分Ⅱ	基礎的-民間あり	学童保育所利用料金
		幼稚園保育料
区分Ⅲ	選択的-民間なし	地区コミュニティセンター使用料
		関文化交流センター使用料
		関町北部ふれあい交流センター使用料
		展示室等使用料（歴史博物館）
		市民協働センター使用料
		旅籠玉屋歴史資料館・まちなみ資料館入館料
		関まちなみ文化センター使用料
		関宿散策拠点施設使用料
		研修室等使用料（あいあい）
		老人福祉関センター使用料
		健康づくり関センター使用料
		林業総合センター使用料
		公園占用料
		鈴鹿峠自然の家使用料
		文化会館利用料金
		中央コミュニティセンター利用料金
		運動施設利用料金
		関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用料金
関B&G海洋センター利用料金		
勤労文化会館利用料金		
区分Ⅳ	選択的-民間あり	消毒機械使用料
		浴場使用料
		温泉スタンド使用料
		焼却施設使用料（動物火葬炉）
		葬儀場使用料
		産業廃棄物処理施設使用料
		市民農園使用料
		国民宿舎関ロッジ利用料金
		石水溪キャンプ場利用料金

【2. 手数料】

納税証明等手数料
住民登録等証明手数料
住民基本台帳カード発行手数料
畜犬登録手数料
狂犬病予防注射済票交付手数料
廃棄物処理手数料
一般廃棄物処理業等許可申請手数料
鳥獣飼養登録証発行手数料
耕作証明書等発行手数料
境界確定書原本証明等発行手数料
都市計画用途証明書等交付手数料
市営住宅入居者の自家用車保管場所使用承認証明書等手数料
罹災証明、救急搬送証明等手数料

【3. 国・県の基準などがあるもの】

展示観覧料（歴史博物館）
老人福祉費負担金
保育所保護者負担金
待機児童館保護者負担金
児童短期入所利用者負担金
広域入所負担金
河川占用料
市道占用料

【4. 法令等により受益者負担額が具体的に定められているもの】

自動車臨時運行許可手数料
戸籍謄本等交付手数料
公営住宅使用料
借上公営住宅使用料
危険物関係許可手数料

※受益者負担の名称は、予算書上の名称を基本として記入しています。

使用料区分一覧

